

日行連発第 1470 号
令和 5 年 1 月 19 日

各単位会長 様
各申請取次行政書士管理委員会等委員長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
中央研修所
所長 関口 隆夫
申請取次行政書士管理委員会
委員長 田村 公隆

令和 5 年度申請取次関係研修会の開催予定について

日頃より、本会事業の推進に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 5 年度の申請取次関係研修会の開催予定について、別紙のとおりお知らせいたします。

次年度も引き続き、地方出入国在留管理局からの講師派遣による講義収録のご協力をいただきながら、VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式で開催する方針です。

また、実務研修会について、従来は効果測定のプロ点結果を待って、結果通知と修了証書を同封して送付しておりましたが、更新手続きを円滑に行っていただくため修了証書を可能な限り早くお届けすべく、令和 5 年度からは、課題提出をもって修了と認め、効果測定結果にかかわらず修了証書を送付することといたしました。効果測定の基準未到達会員に対しては、後日、個別に知識の補完を求める通知を送付いたします。

なお、課題提出時期にかかわらず、修了証書を皆様一律に発送する取り扱い及び事務研修会における修了証書発行の時期に変更はありません。

本件については、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連 con」にてご案内いたしますとともに、「月刊日本行政」2月号（No.603）にも掲載し各会員へ周知いたします。

各単位会におかれましても、貴会会員への周知方にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【別紙】

・令和 5 年度 行政書士申請取次関係研修会 日程表

以上

令和5年度 行政書士申請取次関係研修会／日程表

	研修区分	受講期間	開催案内 (日行連HP詳細発表)	申込期間	修了証書発送予定日	結果通知発送予定日 (基準未到達者のみ)
1	実務研修会 (更新)	4月14日(金)～4月24日(月)	2月中旬	3月3日(金)～3月9日(木)	5月10日(水)	5月16日(火)
2	事務研修会 (新規)	6月23日(金)～7月3日(月)	4月下旬	5月12日(金)～5月19日(金)	7月24日(月)	-
3	実務研修会 (更新)	8月9日(水)～8月18日(金)	6月上旬	6月28日(水)～7月4日(火)	8月31日(木)	9月6日(水)
4	事務研修会 (新規)	9月11日(月)～9月21日(木)	7月上旬	7月28日(金)～8月3日(木)	10月12日(木)	-
5	実務研修会 (更新)	10月20日(金)～10月30日(月)	8月中旬	9月7日(木)～9月13日(水)	11月13日(月)	11月20日(月)
6	事務研修会 (新規)	11月21日(火)～12月1日(金)	9月下旬	10月12日(木)～10月18日(水)	12月21日(木)	-
7	実務研修会 (更新)	令和6年 1月24日(水)～2月2日(金)	11月中旬	12月7日(木)～12月13日(水)	令和6年 2月16日(金)	令和6年 2月22日(木)
8	事務研修会 (新規)	令和6年 2月22日(木)～3月4日(月)	12月下旬	令和6年 1月11日(木)～1月17日(水)	令和6年 3月25日(月)	-

○開催方法

・各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であればいつでも、何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

○研修会の区分

- ・「事務研修会」は、入国・在留手続関係の申請取次を**新規**に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。
※すでに届出済証明書の交付を受けている方もお申込みいただけます。本取扱いは、令和4年8月より、届出済証明書の交付を受けている行政書士の更新手続きにおいて、事務研修の修了証書を使用できることとする特例措置によるものです。
- ・「実務研修会」は、地方出入国在留管理局より届出済証明書の交付を受けていて、**更新**を希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

○修了証書の発送について

事務研修会…課題提出締切後、結果通知とあわせて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会…課題提出締切後、一律に修了証書を発送しますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

○留意点

- ・上の表は現時点の予定であり、変更される場合があります。
- ・各研修会の申込等の詳細については、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連con」にて御案内いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。